

中国5県の災害等発生時の広域応援体制について

山口県

災害等発生時に被災県独自では十分な応急措置等が実施できない場合に、迅速かつ的確に支援を実施するため、中国5県が広域応援体制を整備。

■「中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定」（平成24年3月1日）

- 発災当初から円滑かつ迅速に支援を行うため、被災県に対して支援を行う県を予め定めたカウンターパート制を導入し、支援担当県は必要に応じて連絡員を被災県に派遣。
- 被災状況に応じてよりの確な支援を実施するため、中国地方知事会会長県に「中国5県広域支援本部」を設置し、中国ブロック内各県や四国ブロック、全国知事会等と広域支援に係る包括的な調整を実施。
- 平成26年7月、協定に基づく支援・受援マニュアルを作成し、合同訓練等を通じた検証等により、随時見直しを実施。

- 1 支援内容
- ① 食料、飲料水、生活必需物資等の提供
 - ② 救出、医療、防疫、応急復旧等に必要な物資・資機材の提供
 - ③ 避難、救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇、航空機の派遣等
 - ④ 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職等の職員派遣
 - ⑤ 避難者を受け入れるための施設の提供 等

2 広域支援本部設置県

本部設置県 (会長県)	会長県が被災した場合			
	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位
島根県	広島県	岡山県	山口県	鳥取県

3 カウンターパートの組合せ

被災県	支援担当県			
	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位
鳥取県	岡山県	島根県	広島県	山口県
島根県	鳥取県	広島県	山口県	岡山県
岡山県	広島県	鳥取県	山口県	島根県
広島県	山口県	岡山県	島根県	鳥取県
山口県	島根県	広島県	鳥取県	岡山県

《参考》中国・四国9県のカウンターパート組合せ

「中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定」（平成24年3月1日）

グループ	構成県
グループ1	鳥取県 徳島県
グループ2	岡山県 香川県
グループ3	広島県 愛媛県
グループ4	島根県 山口県 高知県

■ 中国5県が連携した取組の推進

平成25年11月、中国地方知事会のもとに設置された広域防災部会において、大規模広域的災害発生時の連携と調整について検討するワーキンググループを設置し、中国5県で連携した取組を継続して実施。

連携テーマ (担当県)	これまでの取組	今後の取組
大規模広域的災害発生時の連携と調整等ワーキンググループ		
協定具体化 作業チーム (山口県)	○中国5県共同防災訓練による支援・受援マニュアルの検証	○中国5県共同防災訓練による検証を踏まえた支援・受援マニュアル見直し
防災訓練 作業チーム (鳥取県)	①各県総合防災訓練等への参加 ②「中国5県各県防災訓練への参画要領」の検討	①各県総合防災訓練等への参加 ②中国5県共同防災訓練の実施 ・平成28年2月、各県庁 ・地震被害を想定
他地域支援 作業チーム (岡山県)	○四国地方との支援・受援体制の検討	○四国地方との支援・受援体制の検討 ○九州地方支援のあり方の検討

中国 5 県災害等発生時の広域支援に関する協定

鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県（以下「中国 5 県」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第 223 号）の規定する災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第 112 号）が適用される事態（以下「災害等」という。）が発生し、災害等が発生した県（以下「被災県」という。）が独自では十分な応急措置及び国民保護措置等（以下「応急措置等」という。）が実施できない場合に、迅速かつ的確に被災県における応急措置等の支援を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（カウンターパート制による支援）

第 1 条 中国 5 県は、被災県に対する支援を行う県を予め定めたカウンターパート制により、災害等発生当初から円滑かつ迅速に支援を行う。

2 カウンターパート制により被災県に対する支援を行う県は、災害等発生後、必要に応じて、速やかに連絡員を被災県に派遣し、情報収集を行うとともに、被災県が必要とする支援を実施する。

（広域支援本部による支援）

第 2 条 中国 5 県は、被災状況に応じた、よりの確な支援を実施するため、中国地方知事会会長県に中国 5 県広域支援本部（以下「広域支援本部」という。）を設置する。

2 広域支援本部は、中国ブロック内各県、他のブロック知事会及び全国知事会との調整等、広域支援に係る包括的な調整を行う。

3 被災県以外の各県は、広域支援本部に連絡調整員を派遣するとともに、広域支援本部の調整の下、被災県が必要とする支援を実施する。

（支援の内容）

第 3 条 支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 避難、救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇及び航空機の派遣及びあつ旋並びに資機材の提供
- (4) 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 避難者を受け入れるための施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

（広域支援本部による支援の要請）

第 4 条 広域支援本部による支援を受けようとする県の知事は、中国地方知事会の会長に対し、文書をもって要請する。ただし、そのいとまがない場合は、電話等により要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

（支援に要する経費の負担等）

第 5 条 支援に要した経費は、原則として支援を受けた県（以下「被支援県」という。）の負担とする。

2 被支援県が前項に規定する経費を支弁するいとまがない場合は、支援を実施した県が一時繰替（国民保護に関しては「立替」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。

3 前 2 項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別に定める。

（平常時の相互交流）

第 6 条 中国 5 県は、この協定に基づいて支援が円滑に行われるよう、毎年 1 回地域防災計画、国民保護計画及びその他参考資料を相互に提供するほか、各県が実施する訓練等に相互に参加するなど、各県間の相互交流を図るものとする。

（他の協定との関係）

第 7 条 この協定は、各県が別に締結した災害時等における相互支援に関する協定を排除するものではない。

（その他）

第 8 条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各県が協議して定めるものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書 5 通を作成し、各県が記名・押印をして、各自その 1 通を所持する。

附則

- 1 この協定は、平成23年1月11日から施行する。
- 2 平成7年7月13日に締結された協定は、これを廃止する。

附則

- 1 この協定は、平成24年3月1日から施行する。
- 2 平成23年1月11日に締結された協定は、これを廃止する。

鳥取県代表者	鳥取県知事	平井伸治
島根県代表者	島根県知事	溝口善兵衛
岡山県代表者	岡山県知事	石井正弘
広島県代表者	広島県知事	湯崎英彦
山口県代表者	山口県知事	二井関成